

1－(3) 伝統的建造物群保存地区保存事業の充実

(文化庁)

京都市では、国家的財産である京都の伝統的な町並みや風趣ある地域について、伝統的建造物群保存地区の指定拡大を含め、これまで以上に保全に努めております。

しかし、建造物の所有者においては、相続税等の税負担が重く、伝統的建造物を維持することが困難になる例が増加しつつあります。

つきましては、国民の財産である京都の伝統的建造物を保存するため、次のとおり要望します。

継続要望事項

国選定の重要伝統的建造物群保存地区における

- 1 建造物の修理・修景事業等に係る国庫補助金の補助率の引上げ
- 2 地区内の建造物及びその敷地に係る相続税について、重要文化財に対する相続税控除と同等の制度の創設

主要要望先：文化庁（文化財部建造物課）

本件に関する連絡先：都市計画局 都市景観部 都市景観課長 寺本健三 TEL 075-222-3473

<参考>

○伝統的建造物群保存地区の保全に係る事業

産寧坂地区、祇園新橋地区、嵯峨烏居本地区、上賀茂地区の4地区において、国の補助を受けながら、地区内の建築物等への修理・修景に対する指導と補助金交付事業を行い、景観の維持向上を図っています。

1 修理・修景事業

昭和51年度～平成15年度（実績）	846件	1,112,356千円
平成16年度（予算）		40,000千円

2 その他事業

昭和48年度～平成15年度（実績）		
町並み調査事業費		28,000千円
石畳整備等、説明板設置		25,942千円
防災計画策定調査		7,000千円
防災施設整備		156,099千円
平成16年度（予算）		
防災施設整備（嵯峨烏居本）		5,000千円